

犬や猫はルールやマナーを守って飼いましょう



犬や猫などのペットの存在は私たちの心を癒してくれます。一方、ペットを飼うには社会のルールを守り、他人に迷惑をかけるようにすることが大切です。適切な飼い方を心がけ、人とペットがともに快適に暮らせるまちなみを目指しましょう。問合せ 環境課環境衛生係（荻浦総合支所内／内線369）

猫を飼うときは…

できるだけ室内で飼いましょう。飼い主が環境を整えれば猫は室内で暮らせる動物です。室内飼いは近隣でのフン尿やごみを荒らす等のトラブルを防止するだけでなく、猫自身の交通事故や感染症などから飼い猫を守る、迷子防止など数多くの利点があります。

①居心地の良い環境を整えましょう
家の中に新鮮な水と食事、清潔なトイレと寝場所を用意しましょう。
また、ストレスを発散できるように高低差のある空間を作ることが効果的です。

②猫と遊ぶ機会を大切に
飼い主と猫とのコミュニケーションは信頼関係を築くための重要なポイントです。飼い主が遊んであげることが、外での刺激よりも大きく質の高い刺激になります。

ご近所の方への気くばりも



猫を外に出していると、飼い主の目の届かない所でフン尿、花壇や植木を荒らすなど、他人に迷惑をかけているケースも少なくありません。日ごろから、ご近所のお付き合いを大切にしたい飼い猫が迷惑をかけていないか気を配りましょう。

犬を飼うときは…

①散歩中、フンをしてしまったら、必ず持ち帰りましょう
散歩中にフンをしてしまった場合は袋に入れ、持ち帰り、燃やせるごみとして出しましょう。レジ袋に入ったフンが捨てられていることがあります。必ず持ち帰りましょう。

②無駄吠えをしないようにしつけましょう
人が通るときに吠える場合は、犬から人が見えないように犬小屋の移動や柵等で目隠しをすると効果的です。
新たに犬を飼うときは、事前に近所にあいさつをしておくことでトラブルを防ぐことができます。

③放し飼いをやめましょう
散歩中は必ずリードをつなぎ、短めに持ちましょう。また、公園や路上などでの放し飼いの行為は、県動物愛護管理条例で禁止されています。逃げ出したり、人や他の犬にけがをさせることがありますので、絶対にやめましょう。

④犬の登録をしましょう
犬を飼い始めたから30日以内に市役所または各総合支所で登録し、犬鑑札の交付を受けましょう。

⑤狂犬病予防注射を受けましょう
現在、国内での狂犬病の発生はありませんが、発症すると犬も人も100%死亡する恐ろしい感染症です。日本の発生や蔓延を防ぐために、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせ、注射済票の交付を受けましょう。

⑥犬鑑札と注射済票の装着
犬鑑札と注射済票の装着は迷子札になるだけでなく、予防注射を受けていることが分かり、周囲の方への安心感につながります。



人とペットが共生していくためには、その生態や習性を理解して適切な飼育管理をすることが大切です。生活にうるおいを与えるはずのペットが原因で、トラブルを引き起こさないためにも、飼い主の皆さんのより一層のマナー向上にご協力をお願いします。